

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年7月22日（平成27年（行個）諮問第123号）

答申日：平成28年10月3日（平成28年度（行個）答申第105号）

事件名：本人が申出をした特定会社に係る東京労働局長の助言・指導処理票等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別表の1欄に掲げる文書1ないし文書5に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、東京労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年2月26日付け東労発総個開第26-708号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、不開示部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 法19条1項に基づく開示決定が、開示請求があった日から30日以内にしなければならない条文に反して1月28日受付日から32日も経過している。しかも、当該補正等はない状況下でもあったにも係らずに違反を犯しているのである。

イ 民事・刑事訴訟にその後発展する本事件は、特定年月日特定事業場で午前中の勤務中に上司Aの暴行により、1ヶ月余の傷害を受け、しかも同上司のねつ造である「クレーム対応報告書・指導教育記録簿等」により懲戒免職処分を受けたのである。その徹底した周到さは、悪質そのものであると後に知ることになる。もちろん民事・刑事訴訟から情報も得た。

その後、翌月の7月11日に中央総合労働相談コーナーに赴き、16日受付の「東京局25-188」により、「労働局長の助言・指導

申出票」を提出して要請したにも係らずに、担当のBは、特定事業場のCの主張を受け入れて8月1日付で、「未解決（一定の改善あり）」のまま終了して、その旨を電話で連絡を入れ放棄しているのである。（2年後に知る行政機関保有情報である。）

そして、2年後の平成27年3月2日に東京労働局総務部企画室に出向き、担当のDに、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」（以下「申出書」という。）を提出し、「労働局長の助言・指導処理票」等を受取った。

ところが、前記申出書の2、求める開示の実施方法「ただし、請求人が提出した資料は除く」の文言に、一瞬疑問符が横切ったが、そのまま「（1）閲覧①全部」及び「（2）複写したものの交付①全部」等を選択して提出した。しかし、念のために、提出の申出書の複写をしておくことにして、前記の「処理票」を受取った。

目を通すと「③労働者の就労状況」欄では、「4期間契約社員」である筈が「3派遣労働者」と間違っ記されている。「⑦申出内容」欄では、「3懲戒解雇」が「1普通解雇」と間違っ記されている。

しかも、「⑩終了の区分」として、前述の「未解決（一定の改善あり）」が記されている。「⑪斡旋へ移行」では「無」、⑫事情聴取の添付」では「無」とある。

ところが「⑬資料の添付」だけは「有」であるのに対し、なぜ前記の「ただし、請求人が提出した資料は除く」の強制処分は、法18条1項に基づく「保有個人情報の開示をする旨の決定」（以下「開示決定」という。）は断じて無効である。

ウ 法18条1項に基づく「保有個人情報の開示をする旨の決定」の通知

（ア）1 開示する保有個人情報（部分開示）に対して

「懲戒解雇の件で申出をした助言・指導に関する資料一式（事業場名：特定事業場）。ただし、請求人が提出した資料は除く。」とあるが、なぜ提出資料は除くのか無効そのものである。開示すべきである。

（イ）2 不開示とした部分とその理由に対して

A 「開示請求に係る保有個人情報については、役職、氏名など開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記載されており、法14条2号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、これらの情報が記載されている部分を不開示とした。」とあるが、総務省訓令第1号「法」に基づく処分に係る審査基準（以

下「審査（判断）基準」という。）第3判断基準1～2（3）に当て嵌めて考察すると、本件は不開示の権利利益より開示の利益を保護することの必要性が上回ると認められ、また侵害される蓋然性が高い場合も含まれる点から、開示が妥当であると判断すべきであり、決定は無効である。

B 「また、当該保有個人情報には、法人の主張など法人等に関する情報であって、開示することより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報、また、行政機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされている情報が記載されており、同条3号イ及びロに該当することから、これらの情報が記載されている部分を不開示とした。」とあるが、審査（判断）基準第3，3（1）～（4）に当て嵌めて考察すると、法14条3号ただし書について、3（2）3行目では、当該情報を不開示によって保護される法人等の権利利益と開示することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回ると認められ、また将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれると判断基準で示している。しかも、不開示の通例も（4）カで単に一辺倒の不開示だけでは不足であり、広く考察すべきであることから、開示の判断もすべきであり、本件不開示は無効である。

C 「さらに、当該保有個人情報には、国が行なう事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、法14条7号柱書きに該当することから、これらの情報が記載されている部分を不開示としたほか、保有個人情報が認識されていないものについては不開示とした。」とあるが、審査（判断）基準第3，7に当て嵌めて考察すると、厚生労働省及び東京労働局の公務員が該当するが、（1）～（6）の判断基準が示されており、適正な遂行、法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかの判断力が求められているのである。

果たして、後段の不開示が妥当でないことは明白であり、前段の不開示処理には無効である。何故なら、会社主張欄が墨塗り、被覆等の塗り潰しにしてあることである。

特に「労働局長の助言・指導申出票」の処理経過が8月1日で終了となっているが、その次ページに、「以下の28枚については、被申請人（会社側）から任意に提出されたものであるため、全面不開示とした。」との東京労働局長の「保有個人情報の開示

をする旨の決定」通知の件については、マーキングした部分の28枚は懲戒解雇した会社側の捏造した情報と、社員の勤務中の暴行傷害の事件として、既に裁判等の公開で公になっている可能性が高く、「全面不開示とした」結果が今後の争点となるであろうと思料する。

以上を総括評価すると、法19条違反があり、「労働局長の助言・指導申出票」も効果もなく終わり、併せて東京労働局長からの「保有個人情報の開示をする旨の決定」通知も行政不服申立の審査請求の標的に発展するなど不適切である。

しかも、DのほかEの「大臣官房地方課労働紛争業務室」にも郵送便で是正指導を申出するも、受理の有無もなしである。

総務省制令第1号、審査（判断）基準（平成17年1月6日総務大臣）が公務員には通じていないのであろうか。特に驚いたのは、前述の「以下の28枚については、被申請人（会社側）から任意に提出されたものであるため、全面不開示とした。」との表示である。

（2）意見書

審査請求人から意見書が当審査会宛て提出（平成27年8月24日受付）された。（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提供されており、その内容は記載しない。）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、審査請求人である開示請求者（以下、第3においては、「請求者」という。）が平成27年1月27日付け（同月28日受付）で行った「請求者が平成25年特定月日に、懲戒解雇の件で申出をした助言・指導に関する資料一式（事業場名：特定事業場）ただし、請求者が提出した資料は除く。」の開示請求に対し、東京労働局長が行った原処分を不服として、平成27年4月23日付け（同日受付）をもって提起されたものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表の2欄に掲げる部分については、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

（1）個別労働紛争解決制度について

個別労働紛争解決制度は、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号。以下「個別労働紛争解決促進法」と

いう。)に基づき、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争について、これらの紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、労働者、事業主等の相談に応じ、必要な情報提供を行うほか、紛争当事者の求めに応じて都道府県労働局長による助言・指導（以下「助言・指導」という。）、さらには紛争調整委員会によるあっせんを実施するものである。

助言・指導は、個別労働紛争解決促進法4条に基づいて、個別労働関係紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合に、紛争当事者に対して必要な助言又は指導を行う制度である。

紛争当事者より助言・指導についての申出の受付を行った場合、基本的には事実関係を調査・整理した上で、法令、判例等に基づき、また、必要に応じて専門的知識を有するものの意見等を参考にして、紛争当事者に対し、問題点を指摘し、解決の方向性を示唆することにより、紛争当事者が自主的に紛争を解決することを促進することとしている。

(2) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、個別労働紛争解決促進法に基づいて紛争当事者（請求者）から東京労働局長に対して申出があった助言・指導に係る関係書類であり、別表に掲げる文書番号1ないし5の文書（以下「対象文書」という。）である。

対象文書は以下のアないしエの文書に分類され、これらの文書には請求者の申出内容、特定事業場の主張内容、助言・指導の処理経過、内容、結果等が記載されているほか、特定事業場から提出された資料等が添付されている。

ア 助言・指導処理票及び処理経過

助言・指導処理票とは、紛争当事者から申出のあった助言・指導の手続の開始から終了に至るまでの処理内容を記録した文書であり、受付番号、受付年月日、受付者、申出人及び被申出人の氏名・住所・電話番号、労働者の就労状況、業種・事業内容、労働者数、労働組合の有無、申出内容、担当者職氏名、終了日、終了の区分、あっせんへの移行の有無、事情聴取書添付の有無及び資料添付の有無が記載されている。

また、処理経過には、助言・指導に係る処理の具体的内容が記録されている。

イ 助言・指導の処理に係る事務連絡文書

助言・指導の処理に係る事務連絡文書には、個別労働関係紛争解決制度に係る来局依頼について、労働局長の助言・指導申出票の送付についてがある。

ウ 労働局長の助言・指導申出票

労働局長の助言・指導申出票は、都道府県労働局長に助言・指導を申し出るための文書であり、申出人の氏名・住所・電話番号、申出内容、被申出人の氏名等が記載されている。

エ 労働相談票

労働相談票とは、通常、労働基準監督署において労働相談を受けた際にその内容を記録するために作成される文書である。

(3) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号について

対象文書1の①には、本件の助言・指導に係る個別労働関係紛争の関係者の職氏名といった請求者以外の個人に関する情報が含まれている。

これらの情報は、請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であって、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書きイないしハのいずれにも該当しない情報であることから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ及びロについて

対象文書1の①ないし④には、助言・指導の被申出人である特定事業場の主張及び意見等や特定事業場が提出した資料等が含まれている。対象文書1の②は、労働局担当者の主張であるが、その中に被申出人である特定事業場の主張の一部を含んでいる。

これらの情報は、特定事業場に関する情報であって、開示することにより、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であり、また、行政機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされている情報であることから、法14条3号イ及びロに該当し、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書きについて

対象文書1の①ないし④には、助言・指導の被申出人である特定事業場の主張及び意見等や特定事業場が提出した資料等が含まれている。対象文書1の②は、労働局担当者の主張であるが、その中に被申出人である特定事業場の主張の一部を含んでいる。

これらの情報は、国の機関が行う事務に関する情報であり、被申出人と労働局担当者のやり取りについては、開示することにより、被申出人が助言・指導に係る特定事業場の主張、事実関係の調査・整理等への協力や助言・指導による紛争解決を図ることそのものをちゅうちょするなど、強制的な手段を持たず、関係者の協力を得ながら紛争の自主的解決を促進する制度である個別労働紛争解決制度

の助言・指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、法14条7号柱書きに該当し、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(4) 新たに開示する部分について

対象文書1の②及び③のうち、新たに開示するとした部分については、法14条各号に定める不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

(5) 請求者の主張について

請求者は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「開示請求に係る保有個人情報については、役職、氏名など開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記載されており、法14条2号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、これらの情報が記載されている部分を不開示とした。」とあるが、審査(判断)基準第3判断基準1～2(3)に当て嵌めて考察すると、本件は不開示の権利利益より開示の利益を保護することの必要性が上回ると認められ、また侵害される蓋然性が高い場合も含まれる点から、開示が妥当であると判断すべきであり、決定は無効である。「また、当該保有個人情報には、法人の主張など法人等に関する情報であって、開示することより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報、また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされている情報が記載されており、同条3号イ及びロに該当することから、これらの情報が記載されている部分を不開示とした。」とあるが、審査(判断)基準第3、3(1)～(4)に当て嵌めて考察すると、法14条3号ただし書について、3(2)3行目では、当該情報を不開示によって保護される法人等の権利利益と開示することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回ると認められ、また将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれると判断基準で示している。しかも、不開示の通例も(4)カで単に一辺倒の不開示だけでは不足であり、広く考察すべきであることから、開示の判断もすべきであり、本件不開示は無効である。「さらに、当該保有個人情報には、国が行う事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、同条7号柱書きに該当することから、これらの情報が記載されている部分を不開示としたほか、保有個人情報が記載されていないものについては不開示とした。」とあるが、審査(判断)基準第3、7に当てはめて考察すると、厚生労

働省及び東京労働局の公務員が該当するが、(1)～(6)の判断基準が示されており、適正な遂行、法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかの判断力が求められているのである。果たして、後段の不開示が妥当でないことは明白であり、前段の不開示処理には無効である。何故なら、会社主張欄が黒塗り、被覆等の塗り潰しにしてあることである等と主張しているが、上記3(3)で述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示、不開示を判断しているものであり、請求者の主張は、本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

他に、請求者は、法19条1項に基づく開示決定が、開示請求のあった日から30日以内にしなければならない条文に反して1月28日受付日から32日も経過している。しかも、当該補正等はない状況下でもあったにも係らずに違反を犯しているのである。開示する保有個人情報(部分開示)に対して「懲戒解雇の件で申出をした助言・指導に関する資料一式(事業場名：特定事業場)。ただし、請求人が提出した資料は除く」とあるが、なぜ提出資料は除くのか無効そのものである。開示すべきである等と主張しているが、本件保有個人情報開示決定日は平成27年2月26日であり、保有個人情報開示請求受付日の平成27年1月28日(保有個人情報開示請求日は、平成27年1月27日)から30日以内である。また、原処分において、請求者が提出した資料が除かれているのは、本件保有個人情報開示請求書において、開示を請求する保有個人情報が、「請求者が平成25年特定月日に、懲戒解雇の件で申出をした助言・指導に関する資料一式。(事業場名：特定事業場)ただし、請求者が提出した資料は除く」となっているためであり、これらも本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、上記3(4)で開示するとした部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年7月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

- ③ 同年 8 月 4 日 審議
- ④ 同月 2 4 日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 平成 2 8 年 9 月 8 日 委員の交代に伴う所要の手續の実施，本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同月 2 9 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「私が、特定年月日に、懲戒解雇の件で申出をした助言・指導に関する資料一式（事業場名：特定事業場）ただし、請求人が提出した資料は除く。」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法 1 4 条 2 号，3 号イ及びロ並びに 7 号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示とされた部分の開示を求めているところ、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示することとしているが、別表の 2 欄に掲げる部分については、なお不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表に掲げる文書 1（労働局長の助言・指導処理票及び添付資料）の①の不開示部分について

当該部分には、労働局の担当者が助言・指導の被申出人である特定企業の担当者から聴取した内容等が具体的に記載されていると認められる。

当該部分のうち、3 頁 8 行目ないし 1 1 行目 1 0 文字目は、審査請求人の就労状況の記載であり、審査請求人以外の個人に関する情報ではないことから、法 1 4 条 2 号には該当しない。また、審査請求人が承知している情報であることから、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、都道府県労働局が行う個別労働紛争解決制度の助言・指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、かつ同様の理由により、審査請求人に開示しないという条件を付することが、当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であるとは認められない。

したがって、法 1 4 条 2 号，3 号イ及びロ並びに 7 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

その余の部分については、助言・指導制度が、もともと当事者間に

紛争が生じている中、関係者の協力を得ながら紛争解決を促すものであることから、労働局の担当者が被申出人から聴取した内容等が、そのまま申出人である審査請求人に明らかにされた場合、被申出人が申出人の反応を考慮して、労働局に対し事実を述べることや、助言・指導に応じることをちゅうちょする等により個別労働関係紛争の解決促進に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号、3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表に掲げる文書1（労働局長の助言・指導処理票及び添付資料）の②及び③の不開示部分について

当該部分には、労働局の担当者が助言・指導の被申出人である特定企業の担当者から聴取した内容が記載されていると認められる。

これを開示すると被申出人が申出人の反応を考慮して、労働局に対し事実を述べることや、助言・指導に応じることをちゅうちょする等により個別労働関係紛争の解決促進に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表に掲げる文書1（労働局長の助言・指導処理票及び添付資料）の④の不開示部分について

当該部分は、労働基準監督署の求めに応じて、被申出人である特定事業場が提出した資料であると認められ、上記(2)と同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、審査請求書において、不開示の権利利益より開示の利益を保護することの必要性が上回ると認められ、また侵害される蓋然性が高い場合も含まれる点から、開示が妥当であると判断すべきであり、決定は無効であると記載しているところ、法16条の公益上の理由による裁量的開示をすべきである旨主張しているとも解されるが、上記2のとおり法14条7号柱書きの不開示情報に該当すると判断した部分については、当該部分を不開示とすることにより保護される利益と比較した場合、不開示部分を開示することにそれを上回る公益上の必要性があるとは認められないため、法16条による裁量的開示をしなかった処分庁の判断に、裁量権の逸脱又は濫用があると認めることはできない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の4欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同条2号並びに3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

番号	1 対象文書名	頁	2 不開示部分	3 該当条文	4 開示すべき部分
1	労働局長の助言・指導処理票及び添付資料	1 ないし 3 4	① 3 頁「処理経過」欄 8 行目ないし 4 頁「処理経過」欄 7 行目	法 1 4 条 2 号, 3 号イ及びロ並びに 7 号柱書き	3 頁 8 行目ないし 1 1 行目 1 0 文字目
			② 4 頁「処理経過」欄 1 0 行目ないし 1 3 行目, ただし, 1 1 行目 9 文字目ないし 1 3 行目は新たに開示する。	法 1 4 条 3 号イ及びロ並びに 7 号柱書き	なし
			③ 4 頁「処理経過」欄 1 7 行目ないし 2 0 行目, ただし, 1 7 行目 1 文字目ないし 8 文字目及び 1 9 行目 2 3 文字目ないし 2 0 行目は新たに開示する。	法 1 4 条 3 号イ及びロ並びに 7 号柱書き	なし
			④ 7 頁ないし 3 4 頁	法 1 4 条 3 号イ及びロ並びに 7 号柱書き	なし
2	個別労働関係紛争解決制度に係る来局依頼について	3 5	なし	—	—
3	労働局長の助言・指導申出票の送付について	3 6	なし	—	—
4	労働局長の助言・指導申出票	3 7 ないし 3 8	なし	—	—
5	労働相談票	3 9 ないし 4 1	なし	—	—

※ 対象文書には頁番号は付番されていないが，文書番号 1 ないし文書番号 5 の 1 枚目ないし 4 1 枚目に 1 頁ないし 4 1 頁と付番したものを「頁」として記載している。